

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年10月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500114号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500041号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和56年3月1日から昭和57年6月25日まで

② 昭和57年3月1日から昭和61年まで

請求期間①については、昭和56年3月1日から昭和57年6月25日まで、A社において、請求期間②については、昭和57年3月1日から昭和61年まで、C社において、いずれも正社員としてD業務に従事していた。

年金の手続の際にこれらの年金記録が抜けていることに気が付いた。A社及びC社で一緒に働いていた同僚の名前を覚えている。また、C社で勤務していた時の同僚と撮った写真を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、請求者は正社員としてD業務に従事していた旨回答及び陳述していることから、請求者は、期間は特定できないものの同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、請求者を覚えていない旨陳述しており、そのほかに請求者の勤務形態等の具体的な回答を得られないため、請求者に係る厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のA社における被保険者記録は確認できない上、同社の厚生年金保険被保険者原票における整理番号に欠番はなく、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、請求者は、給与明細書等を所持していないため、A社において厚生

年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日を訂正することはできない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和63年7月19日であり、同社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主からは請求者の勤務形態等について具体的な回答を得られず、請求者に係る厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

さらに、請求者は、給与明細書等を所持していないため、C社において厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者は請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日を訂正することはできない。